別紙２

抽選内容及び売買要綱

１．抽選封書を引く順番を決めるため番号札を引いて決定とする。

２．番号札の数字が低い順に封書を譲渡希望者全員に引いてもらうこととする。　（封書の中に当たり札を入れる）

３．封書を譲渡希望者全員で開封し当たり札を引いた希望者が落札とする。

４．以下、譲渡予定牛が複数いる場合繰り返し行うものとする。

５．一度落札した者は次回（当日）の参加はできないものとする。

６．落札者は、譲渡牛を一週間以内に引き取りを行い、落札額を一ヶ月以内に入金するものとする。

７．取引を行った家畜の返還等は行えないものとする。

８．取引を行った家畜は、３年間再譲渡は行えないものとする。

９．１年に１回現地調査を行うものとする。

１０．譲渡希望者は、郡山市内の畜産農家に限る。

１１．その他問題が発生した場合公社、落札者協議のうえ決定とする。